

# いじめ等対策委員会 いじめ防止等対策基本方針

## 1 いじめ防止等対策の基本方針

### 〈いじめの定義〉

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめによって、いじめられた子が30日以上欠席した場合、このいじめを重大事案として校内・校外共に対策を取る必要がある。

### 〈基本方針〉

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立東小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に、『いじめ等対策委員会』を設置する。構成は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・人権同和教育主任・生徒指導主任とする。必要に応じ、・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役生活安全課や心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

## 3 具体的ないじめ等防止のための方策

### (1) いじめ防止等のための日常的な取り組み

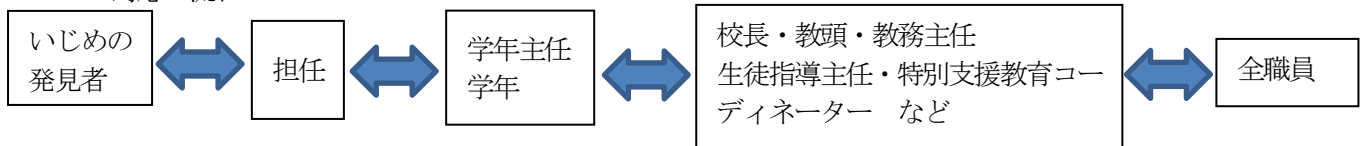
- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切に作る心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。年2回のなかよし週間・月間（6月・10～11月）には、全児童と相談日を設け、人権同和教育の授業を保護者・地域の方々に公開し家庭でも話題にしていただく。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見て見ぬふり」は“いじめ”をしていることにつながることや、“いじめ”を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥ 情報教育では、はじめに“情報モラル”指導用教材などを使い、“情報モラル”を守ることの大切さを指導する。
- ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
- ⑧ 児童会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動や学年・児童会の社会福祉施設との交流など、子

どもたちの計画した活動を大切に扱う。

- ⑨ “いじめ問題”の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩ 年2回のなかよし週間・月間にあわせてアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪ 日常の指導のほか年に2回相談週間など設け、全児童と担任が個々に話をする時をとり、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。担任だけでなく、様々な立場の先生にも相談できるようにする。必ず全員と相談する。（一生懸命に頑張っている子どもの思いも聞くようにする。）

## (2) 発見・対応の流れと方策

対応の流れ



### 早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“生徒指導部会” “適応部会” “支援部会”からの報告をもとに、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③ いじめに関するアンケートの結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していこうとする姿勢を示す。
- ④ 子どもの声をすいあげる職員集団でありたい。ささいなことでも、特に、教頭先生にはすぐに報告していただきたい。

## (3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“～全校のおともだちへ～困っていることがあれば〇〇先生へ声をかけてください。…などという相談窓口”の表示を保健室、相談室に掲示して相談の窓口を明らかにする。
- ② なかよし旬間や月間に合わせて相談日をとり、担任との相談の機会を設定する。内容により、相談室、保健室、スクールカウンセラーと連携していく。
- ③ 全職員、“元気がない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会議で名前が挙がっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当職員に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。

## (4) 校内研修

校内においていじめ対策の研修を行う。

- ① 上田市人権同和教育研修会 人権教育係で参加
- ② 人権同和教育に関わる授業参観日 【11月17日】
- ③ 一中区ブロック人権同和教育研修会 【11月5日】

## (5) 市教委へのいじめの報告について

小さな事案なども毎月の報告書に記入する。全職員共有や対策会議の必要性があるものは教頭先生に相談する。